

検査実施分（検査キット仕入原価）における補助基準額

仕入日	検査区分	1件あたりの基準額（税込）
令和3年12月 30日以前	PCR検査等	8,500円
	抗原定性検査	3,500円
令和3年12月 31日以降	PCR検査等	8,500円（※）
	抗原定性検査	3,000円
令和4年4月 1日以降	PCR検査等	8,500円（※）
	抗原定性検査	1,500円
令和4年7月 1日以降	PCR検査等	7,000円
	抗原定性検査	1,500円
<u>令和4年9月</u> <u>1日以降</u>	PCR検査等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たりの総検査回数（PCR検査等と抗原定性検査の合計。以下同じ。）が50回以下の場合 同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回（総検査回数ベース）を乗じて得た数以下の回数については、上限7,000円 ・ 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回（総検査回数ベース）を乗じて得た数を超える回数については、上限5,000円 ・ 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合 同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に100回（総検査回数ベース）を乗じて得た数を超える回数については、上限3,000円 <p>上記の基準による支給額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数・PCR検査等の回数及び基準値（50回又は100回）については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。なお、実施事業者が申告する仕入単価は仕入先ごとに単一とする。</p>
	抗原定性検査	・ 上限1,500円

※実施事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、7,000円とする。

検査実施分（各種経費相当額）における補助基準額

実施日	基準額（税込）
令和 4 年 8 月 31 日以前	・ 一律 3,000 円
<u>令和 4 年 9 月 1 日以降</u>	・ 1 日当たりの総検査回数が 50 回以下の場合 上限 2,500 円 ・ 1 日当たりの総検査回数が 50 回を超え、かつ、100 回以下の場合 同日の総検査回数が 50 回を超える回数については、上限 1,800 円 ・ 1 日当たりの総検査回数が 100 回を超える場合 同日の総検査回数が 100 回を超える回数については、上限 1,100 円 上記の基準による各種経費等に係る支給額の算定に当たっては、1 日当たりの総検査回数及び基準値（50 回又は 100 回）については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。